

木のおもちゃ貸出要領

1 目的

秋田の豊かな「水と緑」の創造と未来への継承へ向けた県民の緑化意識の高揚を図るため、秋田県水と緑の森づくり税を活用し整備した「木のおもちゃ」の貸し出しについて必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

木のおもちゃの貸し出しは、あきた森づくり活動サポートセンター（以下「貸出機関」という。）が行う。

3 対象

貸し出しの対象は、県、県内市町村及び関係各機関・団体のほか、貸出機関が適当と認めるものとする。

4 貸出おもちゃの品目

貸出することができる木のおもちゃの品目は、別に定める。

5 貸出方法

- (1) 木のおもちゃの借り受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、借受申請書（様式1）を貸出機関に提出するものとする。
- (2) 貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、借受希望者に対して、木のおもちゃを貸し出すものとする。
- (3) 貸し出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、原則として、貸出機関から木のおもちゃを直接受け取り、使用後は、責任をもって速やかに返却するものとする。
- (4) 貸し出しに伴う搬入及び搬出は借受者が行うものとする。
- (5) 木のおもちゃの借受場所は、保管場所である秋田県森林学習交流館「プラザクリプトン」内とする。

6 貸出期間

貸出期間は、原則として貸出日から10日以内とする。

7 料金

無料とする。

8 破損等の報告

- (1) 借受者は、木のおもちゃを破損した場合は、速やかに貸出機関へ報告しなければならない。
- (2) 借受者は前項の破損等が借受者の過失によるときは、現物又は代替品の購入に必要な費用の全部又は一部を弁償させる場合がある。

9 その他

- (1) 借受者は、「秋田県水と緑の森づくり税」を活用した木のおもちゃであることをPRすること。
- (2) 借受者は、木のおもちゃを使用して営利目的の営業を行ってはならない。
- (3) 借受者は、安全対策をしたうえで、借受者の過失による事故等が発生した場合は、借受者の責任とする。
- (4) 借受者は、第三者に転貸してはならない。
- (5) 借受者は、木のおもちゃの使用及び使用後の手入れについて、別紙の注意事項により取り扱わなければならない。
- (6) 借受者は、返却後に報告書（様式2）を貸出機関に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別紙

木おもちゃの使用及び手入れ等に関する注意事項

- (1) 使用の際は、丁寧に取り扱い、紛失する事がないよう管理を十分すること。
- (2) 雨天時は、屋外で使用しないこと。
- (3) 子どもが使用することが想定されるため、安全対策は十分取ったうえ、必ず補助者をつけること。
- (4) 使用後は、破損や汚れ等を確認のうえ、汚れ等がある場合は返却するよう努めること。
- (5) 木のおもちゃは壊れやすいため、取り扱いに留意し、特に、輸送、保管の際の置き方には十分注意すること。
- (6) 上記の注意事項を守れない場合は、次回以降の貸出をお断りする場合がある。